

# 伊佐市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月29日(金) 午前9時00分から9時55分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (25人)

会 長 13番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	8番委員	1番推進委員	9番推進委員
4番委員	9番委員	2番推進委員	10番推進委員
5番委員	10番委員	3番推進委員	11番推進委員
6番委員	11番委員	4番推進委員	12番推進委員
7番委員	12番委員	6番推進委員	13番推進委員
		7番推進委員	14番推進委員
		8番推進委員	15番推進委員

4. 欠席委員 (1人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 6番委員 7番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長  
農地振興係書記

農地振興係長  
農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 皆さん、おはようございます。  
只今より、令和2年度 第10回農業委員会総会を開催いたします。  
姿勢を正してください。 一同礼。  
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

議長 皆様おはようございます。  
本年もまた、よろしく願いいたします。  
農業者年金につきましては、この制度は非常にいい制度です。来月の28日まで推進月間となっておりますので、農家の方々に加入への協力について推進方よろしく願います。  
本日の議事録署名委員を、指名いたします。  
6番農業委員と7番農業委員に、お願いいたします。  
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページから4ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が17件です。  
以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。  
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。  
所有権移転について、7番農業委員と2番農地利用最適化推進委員が農

事組合法人の役員で譲受人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(「7番農業委員、2番農地利用最適化推進委員」退席。)

議長 事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転について報告いたします。

資料5ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住する MRさんです。

譲受人は、伊佐市菱刈市山に所在する認定農業者で農地所有適格法人の農事組合法人 Sです。

申請地は、伊佐市菱刈市山字中通670番3で、地目は田、地積は3,007㎡です。

下市山公民館から西へ約300mに位置し、農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

続きまして、貸借について説明いたします。

25ページの総括表をご覧ください。

期間は1年から19年で、面積は合計355,052㎡です。利用権を設定する者の数96名、利用権の設定を受ける者の数34名です。

土地の詳細につきましては、6ページから24ページ番号1番から99番のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

ここで、7番農業委員、2番農地利用最適化推進委員の入室をお願いします。

(「7番農業委員、2番農地利用最適化推進委員」入室。)

議長 7番農業委員、2番農地利用最適化推進委員、許可が決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番から16番まで一括で報告をお願いします  
ご意見、質問等は全ての報告終了後、お願いいたします。  
整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る1月22日に現地調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

申請人 ATさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は45歳です。  
渡し人 EKさんは、兵庫県三木市志染町に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字京塚3538番外1筆で、地目は田、地積は合計3,085㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は230,061㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約3.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る1月26日に現地調査をいたしましたので、

で、私6番が報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は74歳です。

渡し人 SSさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字坂ノ下571番で、地目は田、地積は1,893㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は6,731㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約30mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る1月22日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 HTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字蛇池1129番外4筆で、地目は田、地積は合計2,733㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は329,912㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る1月22日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。

申請人 NHさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は54歳です。

渡し人 ANさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は63歳です。  
申請地は、伊佐市大口篠原字松ヶ迫1900番2外2筆で、地目は田で、  
地積は合計5,219㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は119,291㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る1月22日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は39歳です。

渡し人 KKさんは、福岡県大野城市大成五丁目に居住され、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字中川原1432番1外2筆で、地目は田1筆、畑2筆で、地積は合計1,703㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は6,415㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番、7番、8番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る1月22日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 KHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は64歳です。

渡し人 KMさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字黒岩183番1外1筆で、地目は田、地積は合計2,351㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は3,447㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、整理番号7番、8番につきまして、申請人が同一ですので一括で報告いたします。去る1月22日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 MMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は68歳です。

整理番号7番の渡し人 TZさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は67歳です。

申請地は、伊佐市大口里字尾ノ下1411番外1筆で、地目は田、地積は合計697㎡で所有権移転売買になります。

整理番号8番の渡し人 TAさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市大口大島字中水流1340番5で、地目は田、地積は合計1,870㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は自作地21,976㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号9番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る1月22日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 HZさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は58歳です。

渡し人 TKさんは、宮崎県都城市下水流町に居住され、年齢は74歳

です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字柴江1198番2外1筆で、地目は田、地積は合計3,983㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は11,497㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.8kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号10番、11番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番、11番につきまして、去る1月22日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

整理番号10番の申請人 MYさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は78歳です。

渡し人 MKさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は84歳です。

整理番号11番については、整理番号10番との農地交換になりますので、申請人、渡し人が逆になります。

整理番号10番の申請地は、伊佐市大口堂崎字池ノ頭522番1で、地目は田、地積は2,634㎡で所有権移転交換になります。

受人の経営面積は65,368㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.8kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

整理番号11番の申請地は、伊佐市大口堂崎字宮ノ後444番で、地目は田、地積は2,431㎡で所有権移転交換になります。

受人の経営面積は15,741㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。



委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号12番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る1月22日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 MRさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 TKさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字屋祢添508番1で、地目は田、地積は1,242㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は52,194㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号13番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る1月22日に現地調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は79歳です。

渡し人 MNさんは、鹿児島市千年二丁目に居住され、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字大丸362番78で、地目は畑、地積は756㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は10,444㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わ

ります。

議長 整理番号14番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号14番につきまして、去る1月17日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 NRさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 TMさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字町口3009番2外1筆で、地目は田、地積は合計1,097㎡で所有権移転売買になります。

受け人の経営面積は146,020㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号15番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番につきまして、去る1月22日に現地調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 AKさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は53歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字原ノ前1273番1で、地目は田、地積は3,139㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は22,729㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約0.4kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

- 議 長 整理番号16番について、2番農業委員の報告を求めます。
- 2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号16番につきまして、去る1月22日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。
- 申請人 NTさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は68歳です。
- 渡し人 ISさんは、東京都板橋区徳丸六丁目に居住され、年齢は71歳です。
- 申請地は、伊佐市大口青木字松尾山2433番37外2筆で、地目は田と畑で、地積は合計5,368㎡で所有権移転贈与になります。
- 受人の経営面積は5,243㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。
- 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。
- 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
- 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
- 整理番号1番から16番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
- よって整理番号1番から16番については許可が決定いたしました。
- 議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数16件について、16件の許可が処分決定しました。
- 議案第3号 —————
- 議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

いて報告をお願いします。

整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番  
農業委員

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る1月22日、申請人 SHさんの母親立会いのもと、8番推進委員、11番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口金波田に居住されている SHさんで、年齢は58歳です。

申請地は、伊佐市大口金波田字井之尻1008番4外1筆で、地目は田と畑で、地積は合計2,447㎡です。

農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設です。

所在地は、羽月保育園から東へ約400mに位置しており、南側は田と畑、東側は宅地と山林、北側は雑種地、西側は太陽光発電施設で、周囲に与える影響はないものと思われま。

太陽光発電事業ですがパネル設置枚数は284枚、設置容量は49.5kWを予定しています。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は決定いたしました。

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について報告をお願いします。

整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る1月22日、申請代理人 T行政書士立会いのもと、13番推進委員、私2番農業委員の2名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里に所在する 有限会社 K 代表取締役 KSさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口山野に居住されている TYさんで、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市大口里字西水流589番外1筆で、地目は田、地積は合計1,442㎡です。

転用目的は検査場及び駐車場で、農地区分は第3種農地で、所有権移転売買です。

所在地は、コスモスから北へ約100mに位置しており、南側は田、東側が宅地と田、北側は宅地と雑種地、西側は宅地と田となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る1月22日、申請人の代理人 H行政書士立会いのもと、1番推進委員、10番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在する A株式会社で一般法人です。

譲渡人は、大阪府和泉市弥生町に居住されている WNさんです。

申請地は、伊佐市菱刈川北字湯之元1949番1、地目は畑、地積は574㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、湯之尾小学校から北東へ約800mに位置しており、南側は太陽光発電施設、東側は国道、北側は山林、西側も山林で周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番、4番については関連事業のため、一括で報告をお願いします。7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番、4番について、去る1月22日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、名古屋市守山区市場に所在する R株式会社 代表取締役 MTさんで一般法人です。

整理番号3番の譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている IMさんで、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田1869番1で、地目は畑、地積は1,739㎡です。

整理番号4番の譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている KSさんで、年齢は35歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田1870番で、地目は畑、地積は2,002㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、徳辺簡易郵便局から東へ約0.6kmに位置しており、西側は畑、北側は農道、東側は太陽光発電施設、南側は非農地で周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数324枚、設置容量110.16kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番、4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番、4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る1月22日、申請人の YRさんの父親立会いのもと、8番推進委員、11番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口原田に居住されている YRさんで、年齢は26歳です。

譲渡人は、伊佐市大口原田に居住されている YTさんで、年齢は56歳で、お二人は親子関係です。

申請地は、伊佐市大口原田字原田1029番2外3筆で、地目は畑、地積は合計2,575㎡です。

転用目的は牛舎及び農業用資材置場で、農地区分は第2種農地その他の農地で、使用貸借権です。

所在地は、忠元公園から東へ約250mに位置しており、南側は畑、東側は宅地、北側も宅地、西側は山林となっており、周囲に与える影響はないかと思われま。

現況は、既に昭和60年頃より牛舎を建てて他も農業用資材置場として利用されており、本来は農地法による許可申請を行い、許可を得るべきであったとする、反省文を含む始末書が提出してあります。

添付書類として、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。



調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数5件について、5件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。  
番号1番、2番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第5号非農地証明願についてのうち番号1番について、去る1月22日、申請人 MHさん立会いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人は、伊佐市大口堂崎に居住されている MHさんです。

申請地は、伊佐市大口下殿字竹下835番121で、地目は畑、地積は237㎡です。

非農地になった時期及び理由としては、昭和49年月日不詳に工場を建設して以来宅地として利用しており、今後も農地として利用する予定がない事から今回非農地証明を願い出るものです。

所在地は、JA羽月支所から西へ約100mに位置し、東側は畑、西側も畑、南側は雑種地、北側は畑となっています。

調査の結果、この申請については農地性は喪失しており、農地への復旧

は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

続きまして番号2番について、去る1月22日、土地所有者 TKさんの成年後見人 MYさんの代理人 K行政書士立会いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人は、始良郡湧水町米永に居住されている MYさんです。

申請地は、伊佐市菱刈川北字池田4125番2で、地目は田、地積は125㎡です。

非農地になった時期及び理由としては、昭和57年月日不詳に隣接する4127番に居宅を建設し、翌年居宅の物置場が手狭になり申請地の一部に物置を建て敷地を広げ現在に至っており、今回申請地を4125番と4125番2に分筆し、4125番2を田から宅地に地目変更するため、非農地証明を願ひ出るものです。

所在地は、菱刈中学校から南へ約400mに位置し、東側は田、西側は宅地、南側も宅地、北側は田となっています。

調査の結果、この申請については農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図、委任状等が提出されています。

委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番、2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番、2番については、非農地証明が決定いたしました。

議長 議案第5号「非農地証明願」は、申請件数2件について、2件の非農地証明願が決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。1月の月例報告をします。  
8日、1月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。  
22日、現地調査を一斉にしております。29日、本日は第10回農業委員会総会です。  
2月の行事予定ですが、5日に2月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。  
22日が現地調査です。26日が第11回農業委員会総会です。  
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

事務局 以上で、令和2年度第10回農業委員会総会を終わります。  
姿勢を正してください。  
一同礼。  
  
おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時55分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 6 ..... 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 7 ..... 番 .....